

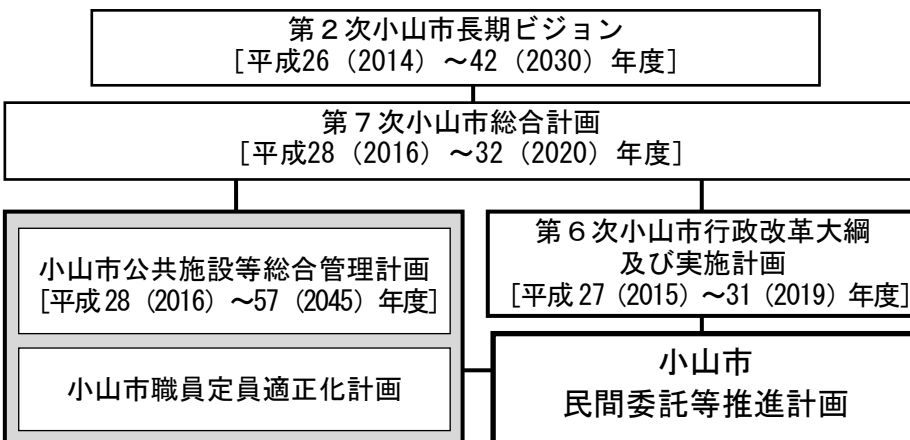
※頁数は計画冊子の頁数

1. はじめに

1-1 策定の背景と趣旨 1頁

- 人口減少・少子高齢化が進行し、厳しい財政状況にある中、質の高い行政サービスを継続して提供するためには、より一層の業務のスリム化・効率化を図る必要があります。
- 国では、「経済財政運営と改革の基本方針2015」等を踏まえ、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等を推進しています。
- このため、民間活力の活用が可能な事業については、積極的かつ計画的に民間委託等の推進を図るために本計画を策定するものです。

1-2 計画の位置づけ 1頁

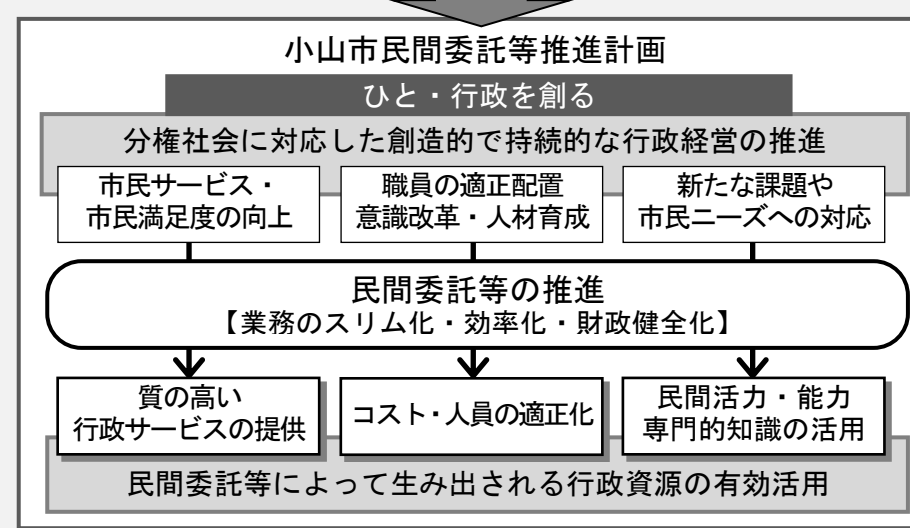


2. 基本的な考え方

2-1 基本方針 2頁

「民間が担うことができることは可能な限りに民間に委ねる」ことを基本に、市民サービスの質の向上、民間の専門知識等の活用、財政負担の縮減、行政運営の効率化、地域経済の活性化の観点から、行政と民間との適切な役割分担のもと、行政責任の確保等に留意しながら、民間委託等を積極的かつ計画的に推進します。

第6次小山市行政改革大綱及び実施計画
市民に対する公共サービスの一層の効率化、効果的な提供に努めるとともに、業務の効率化と民間活力を活かした外部委託を推進する。



2-2 導入の視点 3頁

- ◆ 民間委託等を推進する目的・意義を次のとおり整理
 - (1) サービス水準の向上 (4) 財政負担の縮減
 - (2) 職員の適正配置 (5) 業務改善・業務改革の推進
 - (3) 専門知識の活用 (6) 地域経済の活性化

2-3 民間委託等の取組手法 5頁

1 民営化	○ 市が行っている事業の全部又は一部を全面的に民間企業等へ移管すること。
2 業務委託	○ 市が行政責任を果たす上で必要な監督権などを留保した上で、事務事業の全部又は一部の実施を民間企業や外部団体等に委ねること。
3 指定管理者制度	○ 公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るもの。
4 PFI方式	○ 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力と技術的能力を活用して行う手法のこと。
5 市民等との協働	○ 市民（NPO、自治会、法人その他の団体）等と行政が、互いを尊重しながら、それぞれの責任と自覚を持って、協力して取り組むこと。
6 人材派遣等の活用	○ 人材派遣の活用により、行政サービスの向上や業務の円滑な運営を図ること。

3. 民間委託等の現状

3-1 国等の動向 6頁

- 経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）
・「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針に、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む
- 地方行政サービス改革の推進に関する留意事項（平成27年8月28日総務省）
・地方公共団体においてより積極的な業務改革（行政サービスのオープン化・アウトソーシング等）の推進に努める【民間委託等・指定管理者制度の活用】
- 地方自治体における業務改革モデルプロジェクト
 - ① 窓口業務改革（総合窓口の導入とアウトソーシングの一体的推進）
 - ② 庶務業務等の内部管理業務改革【平成28年度：公募7団体】
- 民間事業者の取扱いが可能な窓口業務
・市町村の適切な管理のもと、民間事業者に取り扱わせることが現行法上可能である窓口業務【住民票、戸籍、国民健康保険、介護保険など25業務】
- 地方行政サービス改革「トッパー方式」
・窓口業務の民間委託等を実施している自治体を標準として地方交付税を算定【平成28年度以降概ね3～5年程度かけて段階的に反映】

3-2 他の自治体における状況 10頁

	類似団体（49団体）	全国
総合窓口の設置率	26.5%	10.7%
窓口業務の民間委託率	49.0%	15.4%

※類似団体「IV-1」：人口15万人以上、産業構造二次・三次95%未満かつ三次55%以上の団体（出典：総務省「地方行政サービス改革の取組状況等」平成27年4月1日現在）

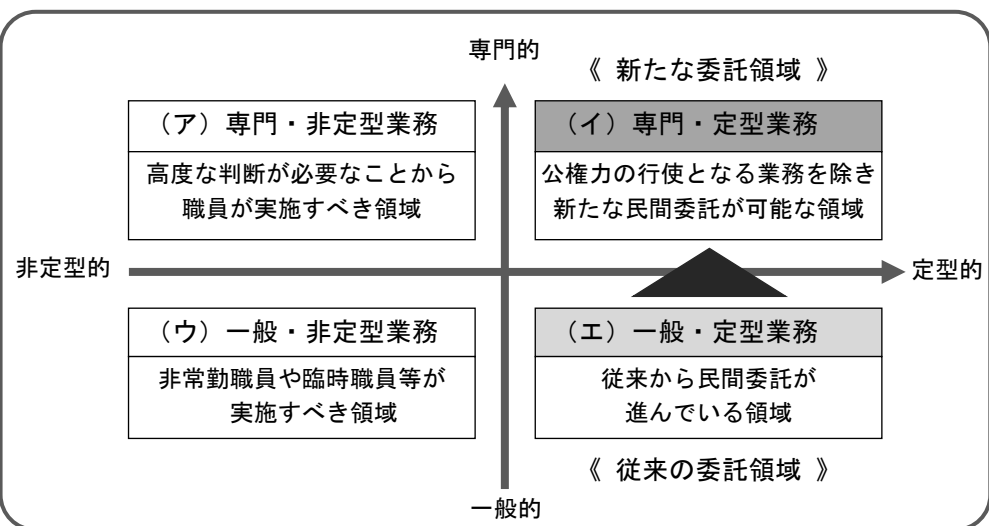
3-3 市における民間委託等の現状 13頁

- ◆ 第6次小山市行政改革大綱実施計画における民間委託等の取組項目
 - 市立保育所整備計画の推進
 - 上下水道事業運営管理の民間委託の拡充
 - 県南体育館受付業務の一部民間委託の推進
 - 子育てひろばの民間委託及び地域力の活用
- ◆ 民間委託等の現状
 - 民営化：市立保育所、新小山市市民病院〔地方独立行政法人〕
 - 民間委託：庁内清掃業務、本庁当直業務、バス運転業務、学校給食調理・運搬業務、県南体育館受付業務、温水プール館受付業務、中央図書館窓口業務 など
 - 指定管理者制度：小山城南市民交流センター、駐車場・駐輪場、学童保育館、道の駅思川、生涯学習センター など54施設

4. 民間委託等検討の進め方

4-1 業務領域の整理 17頁

- ◆ 既存の（エ）一般・定型業務に加え、公権力の行使となる業務を除き、（イ）専門・定型業務を「新たな委託領域」として検討



4-2 検討対象業務の考え方 18頁

- ◆ 民間委託等を検討する業務を類型化して抽出
 - ① 定型的な業務
 - ② 専門的な業務
 - ③ 臨時的な業務
 - ④ イベント等の業務
 - ⑤ 施設の管理運営業務
 - ⑥ 民間等で代替可能な業務

4-3 導入検討プロセス 19頁

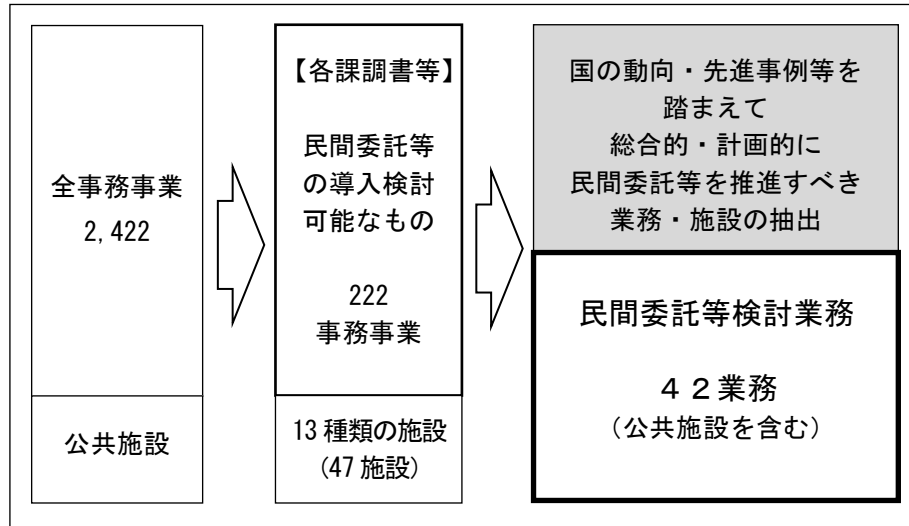
- ◆ 次の視点から民間委託等の可能性を洗い出し検討
 - (1) 市が直接実施する必要性について
 - (2) 民間主体によるサービスの安全性・継続性の確保について
 - (3) 財政負担（コスト）の縮減について

4-4 調査及びヒアリング結果 21頁

- ◆ 民間委託等の導入可能性を確認するための調査を全庁的に実施
- ◆ 結果、全事務事業 2,422 のうち、民間委託等の導入検討が可能なものとして 222 の事務事業が挙げられた
- ◆ 調査対象とした公共施設のうち、民間委託等の導入検討が可能なものとして 13 種類の施設 (47 施設) が挙げられた

(1) 民間委託等検討業務の抽出

■ 民間委託等検討業務の抽出工程



(2) 民間委託等導入にあたっての課題

- 個人情報保護の対策
 - ・あらゆる業務での個人情報、プライバシーの保護が重要である。
- 委託可能業務の明確化
 - ・公権力の行使に相当する業務と、民間委託できる業務を整理する必要がある。
- 偽装請負の対策
 - ・職員と委託業者のスペースの分離、業務のマニュアル化が必要である。
 - ・現場管理監督者への指揮命令体制を徹底する必要がある。
- 窓口業務における対応
 - ・一つの手続きだけでなく、その他必要な手続きや相談など多様なケースへの対応が求められる。
 - ・現庁舎では空間的な余裕がない。
- イベント業務への対応
 - ・イベントの事務局業務が増大しており、ノウハウも各課で異なる。
 - ・外注コストが過大になる恐れがある。
- 指定管理者制度等の活用
 - ・公共施設等総合管理計画との整合を図ることや、施設の再整理が必要である。
- 受け手となる市場・事業者の確保
 - ・包括委託等による事業量を確保する必要がある。
- 職員の適正配置
 - ・業務のニーズに合った人材・人数を確保する必要がある。
 - ・民間委託等によって人員削減がさらに進む懸念がある。
- 職員の人材育成・ノウハウの継承
 - ・職員の指導監督する能力が欠如する恐れがある。
- サービスの質の確保やリスク分担
 - ・サービスを安定的、継続的に提供する必要がある。
- 市民との協働推進
 - ・市民協働事業の拡大に伴う事務や維持管理業務の増大が懸念される。

4-5 民間委託等検討業務 24頁

- ◆ 各課調査・ヒアリング調査の結果や国の動向、先進事例等を踏まえ、民間委託等を総合的かつ計画的に検討する業務を以下のように整理

(1) 事務事業

※●印：国の政策動向等に合致する事業等、民間委託等を積極的に導入すべき事項
○印：他の自治体等で既に民間委託等の実績のある事項

取組手法	No	重点	業務名
2 業務委託	1	●	大型バス等運転業務
	2	●	庶務業務 (給与、旅費、福利厚生、人事等)
	3	●	市民課等窓口業務 (総合窓口)
	4	●	出張所窓口業務
	5	●	保健福祉センター総合窓口業務
	6	●	道路等維持管理業務
	7	●	学校用務員事務
	8	●	体育施設 (弓道場、武道館等) 運営管理業務
	9	○	広報編集業務
	10	○	納税相談及び徴収整理業務
	11	○	課税業務
	12	○	庁内印刷・郵送・使送業務
	13	○	文書管理業務・文書館業務
	14	○	臨時職員雇用管理業務
	15	○	研修業務
	16	○	公用車管理業務
	17	○	男女共同参画センター業務
	18	○	子育てひろば企画運営業務
	19	○	保育所用務事務・調理業務
	20	○	排水機場管理業務 (荒川、新荒川、塩沢排水機場)
	21	○	おやま本場結城紬クラフト館業務
	22	○	下水道事業包括業務
	23	○	上水道事業包括業務
	24	○	会計管理業務
	25	○	選挙事務
	26	○	県南体育館受付業務
5 市民等との協働	27	○	各種イベント企画運営業務

(2) 公共施設

取組手法	No	重点	施設名
1 民営化	28	○	市立保育所 (城東保育所等)
	29	○	小山市ふれあい健康センター
3 指定管理制度	30	●	小山運動公園等の有料運動施設 (テニスコート、野球場等)
	31	○	公民館
	32	○	市立博物館
	33	○	車屋美術館
	34	○	図書館
	35	○	市民交流センター (間々田・桑・大谷)
	36	○	市営住宅
	37	○	渡良瀬体験交流施設
	38	○	こどもの国建設整備
4 PFI方式	39	○	市立体育館建設整備
	40	○	寺野東遺跡資料館
5 市民等との協働	41	○	琵琶塚古墳・摩利支天塚古墳・拠点施設
	42	○	市立集会所

※ 表中の「2 業務委託」には、一部委託を含む。
※ 公共施設には、設置を検討している施設を含む。

5. 計画推進に向けた体制

5-1 計画の推進体制 27頁

(1) 民間委託等推進の継続的な検討体制

- 各所管課並びに関係課において、民間委託等の導入に向けた取組内容や手法等について、行政責任の明確化やサービス水準の確保、安全性の確保などを検討するとともに、様々な課題について調査・研究を行う。

- 左記の「4-5 民間委託等検討業務」に記載した以外の業務については、各所管課及び関係各課における業務改善や業務手順の見直し等の検討を踏まえて、業務委託 (全部委託・一部委託) 等の活用を進める。

(2) 総合的・横断的な庁内推進体制

- 全庁的な視点からの政策的な判断が必要となることから、市三役による「(仮称) 民間委託等推進プロジェクト」を設置し、適切に民間委託等を推進するとともに、その下部組織として行政経営課、職員活性化課、管財課、総合政策課、財政改革課等による「ワーキンググループ」を組織し、各所管課並びに関係課へのヒアリング等を行うことにより、民間委託等を総合的かつ横断的に推進する。

(3) 外部の第三者による検討体制

- 外部人材による第三者委員会等を設けて、専門的・客観的な視点から再点検を行う必要もある。

5-2 進行管理 28頁

- ◆ 各民間委託等の推進状況については、PDCAサイクルに基づき、定期的・継続的に検証するため、各所管課において、毎年度進行管理の点検及び課題等の整理を行う。

5-3 実効性を高める取組 29頁

- (1) モニタリング手法の検討【成果の評価・検証】
- (2) 広報活動・市場調査
- (3) 民間委託等に関する情報の共有化
- (4) 民間提案制度等の導入検討

5-4 民間委託等実施にあたっての留意事項 30頁

(1) 民間委託等の実施に向けた具体的取組

- ① 各所管課の業務見直し
- ② 委託効果・委託先の調査
- ③ 条例等の整備
- ④ 市民への周知・情報公開

(2) リスク管理

- ① 個人情報保護及び機密保持
- ② 業務ノウハウ等の維持・継承
- ③ 危機管理体制の確保

(3) 委託先の選定

- ① 選定手続の競争性・透明性の確保
- ② サービス水準の確保
- ③ 市場原理の確保

(4) 適切な運用管理

- ① 事業の適正かつ確実な実施と責任の明確化
- ② 適正な労働条件の確保